

個人情報の保護に関する特記仕様書

令和8年4月1日

下水道河川局

- 1 請負人は、この契約に基づき個人情報を取り扱う事務を行う場合には、その取り扱いについて、横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- 2 請負人は、本件事務に係る個人情報の取扱いに着手する前に「個人情報取扱特記事項」第2条の4に則り、管理責任体制、安全対策その他の安全管理措置について、安全管理措置報告書（第1号様式）により報告しなければならない。

また、第10条による研修を実施し、研修実施報告書・誓約書（第2号様式）を提出しなければならない。

※「個人情報取扱特記事項」は、横浜市ウェブページを参照ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/gesui/template.html>